

景品表示法への課徴金制度導入に係る制度設計の方向性

(現在の案における網掛け部分は答申との差異)

項目	消費者委員会の答申※	現在の案
対象行為	<ul style="list-style-type: none"> ・優良誤認・有利誤認：○ ・指定告示：× ・不実証広告規制：○(被処分者がその後の訴訟において合理的根拠資料を提出して不当表示でないことを立証することにより、賦課処分について争うことができるとする手続規定を設けるべき) 	<ul style="list-style-type: none"> ・優良誤認・有利誤認：○ ・指定告示：× ・不実証広告規制：○(被処分者がその後の訴訟で争うことができるよう、新たな手続規定を設ける)
賦課金額	一律に算定すべき	一律(3%)
加算・減算 ・減免	<ul style="list-style-type: none"> ・加算：今後の制度設計において、その必要性を検証しつつ、検討が行われるべき ・減算・減免措置：検討する価値を有する 	<ul style="list-style-type: none"> ・加算：なし(これまでの事例からは必要性が認められないため) ・減算：違反行為について自主申告した場合、課徴金額の2分の1を減額する
対象期間	一定の合理的期間に限定すべき	有り(上限3年)
主観的要素	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として課徴金を賦課することとし、違反行為者から、不当表示を意図的に行ったものでなく、かつ、一定の注意義務を尽くしたことについて合理的な反証がなされた場合を、例外的に対象外とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として課徴金を賦課することとし、違反行為者から、相当な注意を用いたことについて反証がなされた場合を例外的に対象外とする ・注意義務の内容については、個々の事案における事情を考慮する
規模基準	一定の裾切りは必要	有り(課徴金額 150 万円)
手続保障	措置命令に係る手続と同様にすべき	措置命令と同様(弁明の機会の付与)
除斥期間	一定の合理的期間を設けるべき	有り(5年)
被害回復	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者の被害回復を促進する仕組みを導入すべき ・違反行為者がとった消費者への返金等の自主的対応を勘案して、課徴金額から一定額を控除する制度を採用すべき ・「自主的対応」は、対象商品・役務の購入等をした消費者への返金を原則とすべき ・返金を補完するものとして寄附の仕組みを認めるべきであるが、寄附先や寄附金の使途については、控除制度が被害回復促進のための仕組みであること等を踏まえ、限定的に定められるべき 	<ul style="list-style-type: none"> ・景品表示法が消費者の利益の擁護及び増進を目的とする消費者法体系に位置づけられたことを踏まえ、消費者被害の回復を促進する観点から、事業者の自主的対応を考慮する仕組みを導入する ・事業者が次の①～③を満たす場合は課徴金を免除する。 <ul style="list-style-type: none"> ①事業者が、返金手続開始時点で返金額を個別に特定できる対象者に、適正な返金手続を適切に履行していること、②①の返金対象者への合計返金額が課徴金額を上回っているか、上回っていない場合には、補充的に、(独)国民生活センターに課徴金額から返金合計額を控除した残額相当額以上の金額の寄附を行うこと、③以上の手続について報告すること。
裁量性	認めるべきでない	なし
徴収手続	既存の課徴金制度に倣って定められるべき	民事執行法その他強制執行の手続に関する法令による(金商法・公認会計士法における課徴金制度と同様)

※ 「不当景品類及び不当表示防止法上の不当表示規制の実効性を確保するための課徴金制度の導入等の違反行為に対する措置の在り方について(答申)」(平成26年6月10日)